平成２３年（フ）第２２９号
広島市中区舟入幸町16番14―402号
債務者　喜多村美紀
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８２号
広島市安佐南区相田７丁目16番19号
債務者　藤原　加奈
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８号
大分県杵築市大字中45番地の１セゾン八坂Ａ109
債務者　堀川　和幸
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
秋田市土崎港相染町字浜ナシ山11番地65　グリーンポート101―12
債務者　神馬　俊之
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１号
秋田県山本郡三種町芦崎字入口33番地８
債務者　成田　　修（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第５号
秋田県由利本荘市石脇字山ノ神11番地573
債務者　阿部日出子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第３０号
石川県小松市白江町ヘ138番地１　レオパレス浪華Ⅱ208号室、従前の住所石川県小松市向本折町ヨ26番地１
債務者　島田　宏美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第５２号
山梨県甲州市塩山千野354番地４
債務者　佐野登志子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６０号
山梨県甲府市下向山町2012番地
債務者　梅林　早苗
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６１号
山梨県南アルプス市下今井355番地６
債務者　小野　道雄
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６２号
山梨県南アルプス市下今井355番地６
債務者　小野　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６５号
山梨県甲府市和田町2770番地くぼた住宅
債務者　及川日出男
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９号
岐阜県高山市江名子町582番地６
債務者　カフェクリスタルことカフェぶるどっくことカフェさくらこと　大谷　淳一
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
岐阜県高山市石浦町３丁目152番地
債務者　スナックレッドスレッドこと　門　弘美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第４４６号
名古屋市港区明正２丁目176番地　飯田第２コーポ202号
債務者　山田　裕司
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７４号
名古屋市南区本城町３丁目５番地の１　プラザ本城305号
債務者　金井光男こと　金　　東龍
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１号
三重県いなべ市大安町大井田944番地
債務者　遠藤　和信
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係